

千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、民間児童福祉施設に勤務する職員の処遇改善及び入所者処遇の向上を図るため、民間児童福祉施設において当該法人が行う職員設置事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条の規定により設立された法人をいう。
- (2) 民間児童福祉施設 社会福祉法人が本市内に設置経営する施設で児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設のうち児童養護施設及び乳児院をいう。
- (3) 補助事業 職員設置事業（国の定める職員配置基準を上回って直接処遇職員を雇用する事業）をいう。
- (4) 補助事業者 補助事業を行う社会福祉法人をいう。
- (5) 直接処遇職員 入所者等と直接に接して処遇を行う保育士、指導員、支援員、保健師、看護師及びこれらに相当する職員をいう。

(補助金額の算定)

第3条 補助事業の対象経費、補助基準額及び補助率は次のとおりとし、補助金額は当該事業の対象経費と補助基準額のいずれか少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に補助率を乗じた額とする。

対象経費	当該事業に要する経費のうち、別に定めるところにより市長が認定した職員（以下「認定職員」という。）の雇用に係る経費で、次に掲げるもの 1 給料 2 各種手当
------	---

	3 社会保険事業主負担金
補助基準額	前年度の3月31日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年8月1日千葉市条例第36号)の行政職給料表の1級23号給の給料月額に16.20月を乗じ、かつ認定職員数を乗じた額。但し、認定期間が1年間に満たない場合は、1年間に占める認定期間に応じ、按分して得た額。
補助率	10分の10

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業の着手前に、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第7条 第5条第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市民間児童福

社施設職員設置事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 第5条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により補助金の実績の報告をしようとするときは、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金額確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金返還命令書(様式第1

1号)によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
(千葉市民間社会福祉施設職員研修事業補助金交付要綱等の廃止)
- 2 千葉市民間社会福祉施設職員研修事業補助金交付要綱(平成6年4月1日施行)、千葉市救護施設補助職員設置事業補助金交付要綱(平成4年4月1日施行)、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業等補助金交付要綱(平成9年9月1日施行)、千葉市民間老人福祉施設運営費補助金交付要綱(平成5年12月1日施行)、千葉市民間心身障害者(児)施設職員待遇改善事業補助金交付要綱(平成5年12月1日施行)、千葉市民間社会福祉施設B型肝炎予防接種事業補助金交付要綱(平成4年4月1日施行)、千葉市民間社会福祉施設完全寝具設置事業補助金交付要綱(平成4年4月1日施行)千葉市民間社会福祉施設職員健康診断料補助金交付要綱(平成4年4月1日施行)、千葉市民間社会福祉施設昇降機設備保守管理費補助金交付要綱(平成4年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年3月30日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間、次に掲げる施設については、なお従前の例による。

(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業のうち支援法による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設

(2) 支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業のうち支援法による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第 1 号

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名



××年度千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

運 営 す る 施 設 名	
補 助 金 交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	1 補助金所要額調書 (別紙 1) 2 事業計画書 (別紙 2) 3 収支予算 (見込) 書抄本 4 その他

注 添付書類のうち 3 及び 4 には、代表者の原本証明を行うこと。

別紙 1

補助金所要額調書

施設名 _____

補 助 事 業	対象経費の 支出予定額 A	補助基準額 B	補助基本額 C	補助率 D	補助所要額 (C×D) E	交付を受けた い 時 期	備考
職 員 設 置 事 業	円	円	円	10/10	円	年 月	

別紙 2

事業計画書

施設名

職員設置事業（※添付書類 市長からの認定職員決定通知書(写)） (単位：円)

認定職員氏名						合計
認定期間	～	～	～	～	～	
本俸						
手当						
手当						
手当						
手当						
手当						
手当						
社会保険事業主負担金						
対象経費の支出予定額 (上記の合計) (A)						
補助基準額 (B)						
補助基本額 (C)						

(注)1 表は個々の認定職員について記入・計算し、最後に合計欄の記入をすること。

2 認定期間が1年間に満たない場合、1人当たりの補助基準額は、1年間に占める認定期間に応じて按分して得た額とすること。

様

千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付決定通知書

××年×月×日付け申請のあった千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。 4 千葉市補助金等交付規則及び千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付要綱を遵守すること。

千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名



××年×月×日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金について、交付決定を変更されたく、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

運 営 す る 施 設 名	
補 助 金 既 交 付 決 定 額	円
変 更 後 補 助 金 所 要 額	円
差 引 所 要 額	円
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> 1 変更交付申請の理由書 2 補助金所要額調書(別紙1) 3 事業計画書(別紙2) 4 収支予算(見込)書抄本 5 その他

注 添付書類のうち4及び5には、代表者の原本証明を行うこと。

別紙 1

補助金所要額調書

施設名 _____

補 助 事 業	対象経費の 支出予定額 A	補助基準額 B	補助基本額 C	補助率 D	補助所要額 (C×D) E	交付を受けた い 時 期	備考
職 員 設 置 事 業	円	円	円	10/10	円	年 月	

別紙2

事業計画書

施設名

職員設置事業（※添付書類 市長からの認定職員決定通知書(写)） (単位：円)

認定職員氏名						合計
認定期間	～	～	～	～	～	
本俸						
手当						
手当						
手当						
手当						
手当						
手当						
社会保険事業主負担金						
対象経費の支出予定額 (上記の合計) (A)						
補助基準額 (B)						
補助基本額 (C)						

(注)1 表は個々の認定職員について記入・計算し、最後に合計欄の記入をすること。

2 認定期間が1年間に満たない場合、1人当たりの補助基準額は、1年間に占める認定期間に応じて按分して得た額とすること。

千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金変更交付決定通知書

××年×月×日付け申請のあった千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 額	円
変更後補助金交付予定時期	年 月
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。 4 千葉市補助金等交付規則及び千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第5号

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設職員設置事業中止（廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

住 所
法 人 名
代表者名

印

××年×月×日付け千葉市指令 第 号で補助金の交付決定のあった ××年度千葉市民間児童福祉施設職員設置事業を次のとおり中止（廃止）したいので、承認されますよう要綱第7条第3項の規定により申請します。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	1 補助事業の経過及び成果を証する書類等 2 その他

注 添付書類には、代表者の原本証明を行うこと。

様式第6号

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設職員設置事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

住 所
法 人 名
代表者名

印

××年×月×日付け千葉市指令 第 号で補助金交付の決定のあった ××年度千葉市民間児童福祉施設職員設置事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
補助事業の経費精算額	円
添付書類	1 補助金精算書(別紙1) 2 事業報告書(別紙2) 3 補助事業の経過及び成果を証する書類等 4 収支決算(見込)書抄本 5 その他

注 添付書類のうち3から5には、代表者の原本証明を行うこと。

別紙 1

補助金精算書

施設名 _____

補 助 事 業	対象経費の 実支出額 A	補助基準額 B	補助基本額 C	補助率 D	補助所要額 (C×D) E	補助金の 交付決定額 F	差引額 (F-E) G	補助金の既交付額	備考
職員設置事業	円	円	円	10/10	円	円	円	年 月 日交付 円	

別紙 2

事業報告書

施設名

職員設置事業

(単位：円)

認定職員氏名						合計
認定期間	～	～	～	～	～	
本俸						
手当						
手当						
手当						
手当						
手当						
手当						
社会保険事業主負担金						
対象経費の実支出額 (上記の合計) (A)						
補助基準額 (B)						
補助基本額 (C)						

(注)1 表は個々の認定職員について記入・計算し、最後に合計欄の記入をすること。

2 認定期間が1年間に満たない場合、1人当たりの補助基準額は、1年間に占める認定期間に応じて按分して得た額とすること。

様

千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金額確定通知書

××年×月×日付け千葉市民間児童福祉施設職員設置事業実績報告書により、××年度千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金の経費精算額	円
補助金の確定額	円
備 考	

千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名



××年×月×日付け千葉市達 第 号千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金額確定通知書により確定した ××年度千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第 16 条の規定により、次のとおり請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
今回の交付請求額	円
添 付 書 類	1 千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）の写し 2 千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金額確定通知書（様式第 7 号）の写し 3 その他

千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名



××年×月×日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
今回の交付請求額	円
添付書類	1 千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し 2 その他

様

千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付決定取消通知書

××年×月×日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求等は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市民間児童福祉施設職員設置事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条第 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。